

輸出物品販売場制度における
免税販売手続が電子化されます！

国 税 庁

(令和元年7月)

目次

輸出物品販売場における免税販売 手続の電子化の概要とは？

P 2～4

- 免税販売手続の電子化について
- 改正前後の手続のイメージ
- 免税販売手続
- 承認送信事業者
- 経過措置

電子化のための必要な事前手続 について知りたい！

P 6～10

- 購入記録情報の提供方法の決定
- 所轄税務署長に必要な届出書の提出
- 所轄税務署長からの識別符号の通知
- 免税販売管理システム専用の電子証明書の発行
- 送信システムの構築等、送信ソフトのセットアップ
- 届出書の記載要領について

免税販売管理システムとは？ 購入記録情報とは？

P 13～20

- 免税販売管理システムの仕組み
- 購入記録情報の提供にかかる留意点
- 購入記録情報項目一覧
- 購入記録情報の各項目説明
- 購入記録情報の作成イメージ（設例）

ここが知りたい！ Q & A

P 5、11～12、21～22

- 手続委託型の場合の購入者への説明義務
- 承認送信事業者を利用する場合の購入記録情報の保存
- 電子証明書の発行要否
- 臨時販売場を設置する事業者が行う届出
- 免税販売管理システムでの内容チェック
- 返品があった場合の対応
- 受信結果通知が返却されない場合の対応



このパンフレットについて

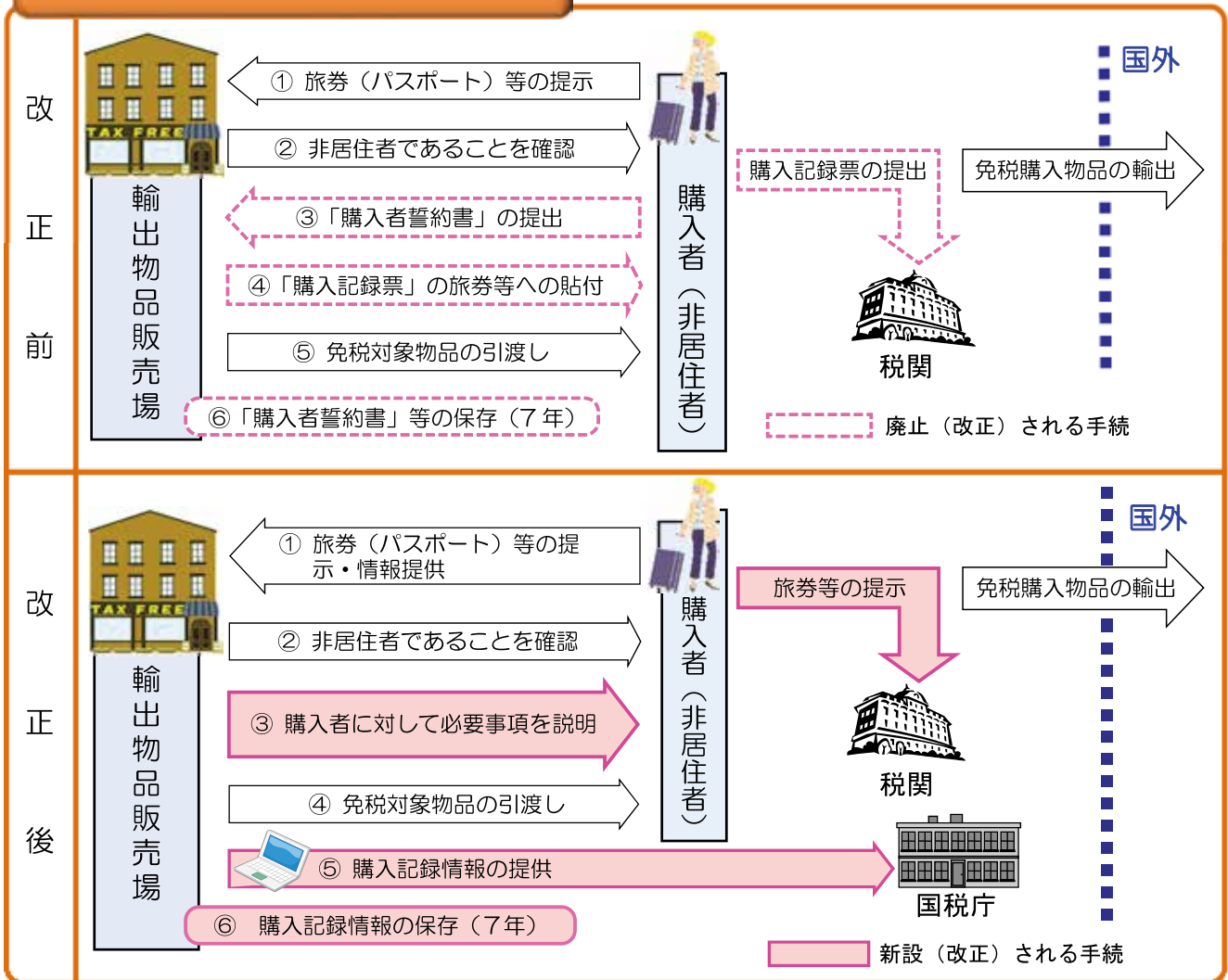
このパンフレットは、平成30年度税制改正により、令和2年4月から輸出物品販売場における免税販売手続が電子化されることに伴い、輸出物品販売場を経営する事業者の方々が円滑に電子化へ移行できるよう、税務署への届出等の事前手続や購入記録情報の提供方法、提供項目等について説明したものです。

免税販売手続の電子化に関する制度の概要

免税販売手続の電子化について

これまで輸出物品販売場において書面により行われていた購入記録票の作成等の手続が廃止され、輸出物品販売場を経営する事業者は、購入記録情報（購入者（非居住者）から提供を受けた旅券等に記載された情報及び購入の事実を記録した電磁的記録（データ））を、電子情報処理組織を使用して（インターネット回線等を通じて電子的に）、遅滞なく国税庁長官へ提供することとなります。

改正前後の手続のイメージ



免税販売手続

令和2年4月1日以後、輸出物品販売場において、免税対象物品を免税販売するための手続は、以下のとおりとなります。なお、令和3年9月30日までは、経過措置として、従来の書面による免税販売手続によることもできます。経過措置の詳細については、P4「経過措置」をご確認ください。

① 旅券（パスポート）等の情報提供等

①購入者（非居住者）から旅券（パスポート）等の提示を受け、②その旅券等に記載された情報の提供を受けます。提供を受ける情報については、次のとおりです。



制度概要

事前準備

提供方法

手続関係

システム

購入記録情報

Q & A

- a 氏名、国籍、生年月日、在留資格及び上陸年月日
- b 旅券等の種類及び番号^(注)

ポイント これまで購入記録票等を作成するために取得していた旅券等の情報と原則として同様です。

(注) これまで旅券等の写しが貼付された船舶観光上陸許可書の提示を受けた場合、「購入記録票」、「購入者誓約書」に記載する旅券等の番号は、船舶観光上陸許可書又はその旅券のいずれかの番号でしたが、令和2年4月1日以後、旅券等の写しが貼付された船舶観光上陸許可書の提示を受けた場合、提供を受ける旅券等の番号は、**旅券の番号**となりますのでご注意ください。

② 購入者に対する説明義務

輸出物品販売場において、免税販売を行う際、購入者に対し、以下の事項（説明事項）を説明しなければなりません。

なお、説明方法は、免税販売の際に購入者に対して説明事項を口頭で説明する方法のほか、例えば、

- ① 購入者に対して説明事項を日本語及び外国語で記載した書類等を交付する方法
 - ② 店舗内に説明事項を日本語及び外国語で記載した書類等を掲示する方法
- があります。この①、②のような説明方法による場合は、単に書類等を交付又は掲示するだけでなく、内容の確認を促すことが必要となります。

説明事項

- a 免税購入した物品が輸出するために購入されるものである旨
 - b 本邦から出国する際、出港地を所轄する税関長^(注)に所持する旅券等を提示しなければならない旨
- (注) 居住者となる場合には、その者の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長
- c 免税購入した物品を本邦から出国する際に所持していなかった場合には、免除された消費税額（地方消費税額を含む。）に相当する額を徴収される旨

③ 購入記録情報の提供

輸出物品販売場を営む事業者は、購入記録情報（購入者から提供を受けた旅券等に記載された情報及びその購入の事実を記録した電磁的記録）を免税販売の際、遅滞なく国税庁長官に提供しなければなりません。具体的には、事業者のパソコン等の送信機器からインターネット回線等を通じて国税庁が運用する免税販売管理システムに接続し（認証の仕組みとして免税販売管理システム専用の電子証明書（クライアント証明書）を活用します。）、購入記録情報をデータで送信することとなります。

なお、購入記録情報を提供するには、あらかじめ納税地を所轄する税務署長に対して、その提供方法等を届け出る必要があります。この届出書は、**令和元年10月1日**から提出することができます。届出に関しては、P8～10をご確認ください。

(参考) 購入記録情報の提供のイメージ



④ 購入記録情報の保存

輸出物品販売場を営む事業者は、提供した購入記録情報（承認送信事業者から提供を受けた購入記録情報を含みます。承認送信事業者に関しては、P4「承認送信事業者」をご確認ください。）を整理して、免税販売を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、これを納税地又は免税販売を行った輸出物品販売場の所在地に保存する必要があります。

この購入記録情報は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第8条第1項各号に掲げるいずれかの措置を行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従って保存します。

なお、購入記録情報を出力（印刷等）することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限り）を保存する方法によることもできます。この場合には、輸出物品販売場を営む事業者は、その書面を、上記と同様の場所に同様の期間、整理して保存する必要があります。

承認送信事業者

① 承認送信事業者とは

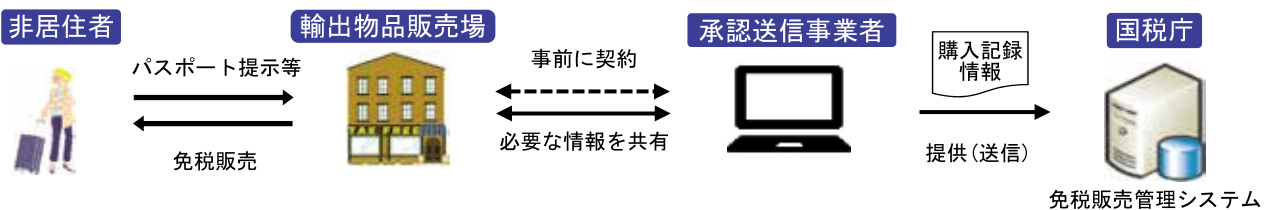
承認送信事業者とは、下表の承認要件を全て満たす事業者（課税事業者に限ります。）で、購入記録情報を提供することにつき、その納税地を所轄する税務署長に申請書を提出し、承認を受けた者を行い、下表の購入記録情報を提供するための要件（提供要件）を全て満たすときは、契約を締結した輸出物品販売場を経営する事業者のためにその事業者が行うべき購入記録情報の提供を、その契約に係る輸出物品販売場ごとに行うことができます。

この承認申請書は、**令和元年10月1日から**提出することができます。

申請を承認した場合は、税務署長から申請のあった事業者に対し、承認通知に併せて、承認送信事業者としての識別符号が通知されます。承認送信事業者が、契約した輸出物品販売場に係る購入記録情報を提供する場合には、この識別符号を購入記録情報に含めて提供しなければなりません。

承認要件	<ul style="list-style-type: none"> a 現に国税の滞納（その徴収が著しく困難であるものに限り。）がないこと b 購入記録情報を適切に国税庁長官に提供できること c 輸出物品販売場の許可を取り消され又は承認免税手続事業者若しくは承認送信事業者の承認を取り消され、かつ、その取消の日から3年を経過しない者でないことその他購入記録情報を提供する承認送信事業者として特に不適当と認められる事情がないこと
提供要件	<ul style="list-style-type: none"> a 輸出物品販売場を経営する事業者^(注)と承認送信事業者との間において、承認送信事業者がその輸出物品販売場に係る購入記録情報を国税庁長官に提供することに関する契約が締結されていること b 承認送信事業者が購入記録情報を国税庁長官に提供することにつき、契約に係る輸出物品販売場を経営する事業者^(注)との間において必要な情報を共有するための措置が講じられていること <p>(注) 手続委託型輸出物品販売場については、その販売場に係る承認免税手続事業者でも認められます。</p>

(参考) 承認送信事業者による購入記録情報の提供のイメージ



② 承認送信事業者が提供した購入記録情報の保存等

承認送信事業者は、契約した輸出物品販売場に係る購入記録情報を国税庁長官に提供する場合には、その提供した購入記録情報又はその購入記録情報を出力（印刷等）することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限り。）を、その輸出物品販売場を経営する事業者に対して提供、又は交付しなければなりません。

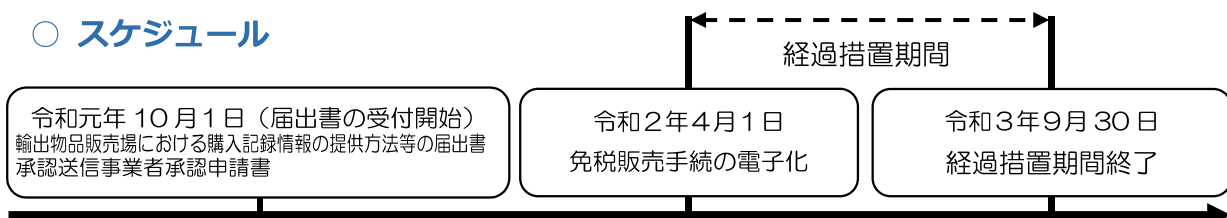
また、承認送信事業者は、輸出物品販売場ごとに、提供した購入記録情報を整理し、購入記録情報の提供を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、これを納税地又は購入記録情報の提供に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地に保存する必要があります。

これらの購入記録情報の保存方法は、P3「④ 購入記録情報の保存」と同様です。

経過措置

令和2年4月1日から免税販売手続が電子化されますが、令和3年9月30日までの間は、経過措置として、従来の書面による免税販売手続によることもできます。

○ スケジュール



制度概要

事前準備

提供方法

手続関係

システム

購入記録情報

Q & A

Q&A1

Q1 当社は手続委託型輸出物品販売場を経営しており、当社の販売場で商品を引き渡した後、免税販売手続は免税手続カウンターで契約した承認免税手続事業者が行っています。この場合に、購入者への説明は当社と承認免税手続事業者のどちらが行うのですか。

A1 輸出物品販売場を経営する事業者が購入者に対して行わなければならないこととされている説明は、手続委託型輸出物品販売場においては、その手続委託型輸出物品販売場を経営する事業者との契約に基づき免税販売手続を代理して行う承認免税手続事業者が行うこととなります（消費税法施行令第18条の2第2項第2号）。

Q&A2

Q2 当社が経営する輸出物品販売場に係る購入記録情報は、承認送信事業者が国税庁長官に提供（免税販売管理システムに送信）しています。その購入記録情報について、承認送信事業者が所有するサーバ内に保存することを考えていますが、このような保存方法は認められますか。なお、そのサーバは、当社が経営する輸出物品販売場に設置しているパソコンから直接アクセス可能であり、そのサーバに保存している購入記録情報を必要に応じて閲覧し、書面で印刷することが可能です。

A2 輸出物品販売場を経営する事業者は、承認送信事業者が国税庁長官に提供（免税販売管理システムに送信）した購入記録情報又はその購入記録情報を出力（印刷等）する方法により作成した書面を承認送信事業者から提供を受け、免税販売を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、その納税地又は免税販売を行った輸出物品販売場の所在地に保存しなければならないこととされています（消費税法施行規則第7条第1項）。

ご質問のように承認送信事業者がサーバ内に保存する購入記録情報について、インターネット回線等を通じて、常時、直接、輸出物品販売場を経営する事業者において閲覧することができる場合については、その閲覧することができる期間に限り、輸出物品販売場を経営する事業者は、承認送信事業者から提供を受けた購入記録情報を適切に保存しているものとして取り扱うことができます。

まずは、事前準備から！

① 購入記録情報の提供方法の決定

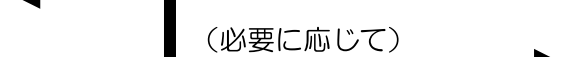


輸出物品販売場を
経営する事業者

② 「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」の提出



③ 輸出物品販売場ごとの
識別符号の通知
(必要に応じて)



④ 電子証明書（クライアント証明書）の発行手続



納税地の
所轄税務署



認証局

⑤ 送信システムの構築等

STEP 1

○購入記録情報の提供方法の決定 (P7)

購入記録情報の提供は、事業者のパソコン等の送信機器からインターネット回線等を通じて国税庁が運用する免税販売管理システムに購入記録情報をデータで送信する方法で行います。したがって、購入記録情報の送信のためには、インターネット環境等が必要となるほか、システム対応の状況、送信環境、利用機器等を踏まえて、具体的な購入記録情報の送信方法を決定する必要があります。

STEP 2

○所轄税務署長への届出書の提出 (P8~12)

STEP 1 で決めた具体的な提供方法を踏まえて、輸出物品販売場を経営する事業者は、経営する輸出物品販売場ごとに「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」を納税地の所轄税務署長に提出します。
※ この届出書は令和元年 10 月 1 日から提出できます。

STEP 3

○所轄税務署長からの識別符号の通知 (P8)

STEP 2 の届出書の提出後、所轄税務署長から輸出物品販売場ごとの識別符号が通知されます。この識別符号は、免税販売管理システムに送信する購入記録情報の記録項目の一つとなりますので、通知された識別符号は適切な管理が必要となります。
※ 臨時販売場については、設置するすべての臨時販売場に共通の識別符号となります。

STEP 4

○免税販売管理システム専用の電子証明書の発行 (P8、11)

免税販売管理システムでは、電子証明書（クライアント証明書）による認証を行います。したがって、免税販売管理システムとインターネット回線等により直接接続する送信機器を有する場合は、免税販売管理システム専用の電子証明書（クライアント証明書）の発行を受けて、送信機器に事前にインストールしておく必要があります。
※ 電子証明書（クライアント証明書）の発行が必要な場合は、STEP 2 の届出書に必要事項を記載します。

STEP 5

○送信システムの構築等、送信ソフトのセットアップ (P13~22)

STEP 2~STEP 4 の手続と並行して、購入記録情報の送信を行うための送信システムの構築や、送信ソフトウェア等のセットアップ等の必要なシステム対応を行います。

制度概要

事前準備

提供方法

手続関係

システム

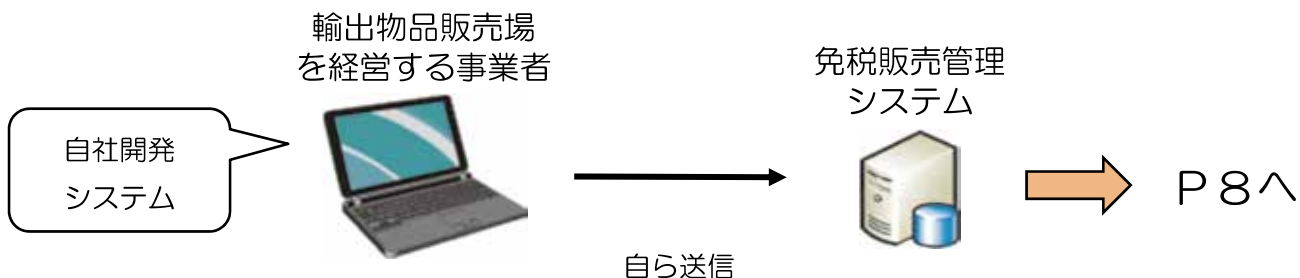
購入記録情報

Q & A

STEP1 購入記録情報を提供する方法について

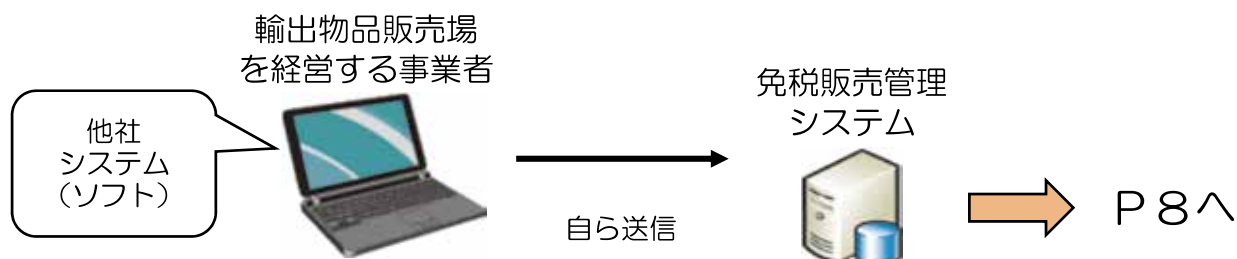
自社システム使用・自社送信タイプ

- 輸出物品販売場を経営する事業者が、購入記録情報を免税販売管理システムへ送信するためのソフトウェア・アプリケーションを構築し、事業者自ら、購入記録情報を免税販売管理システムへ送信するタイプです。



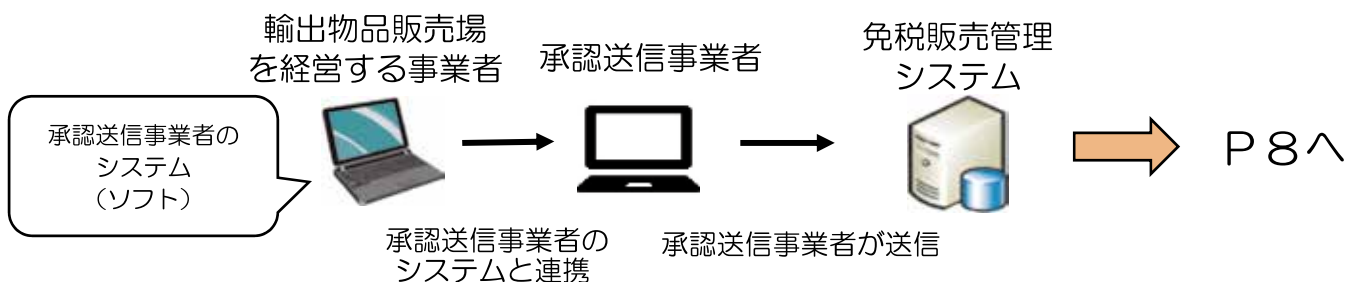
他社システム使用・自社送信タイプ

- 他の事業者が提供する、購入記録情報を免税販売管理システムへ送信するためのソフトウェア・アプリケーションを利用し、輸出物品販売場を経営する事業者が、自ら購入記録情報を免税販売管理システムへ送信するタイプです。



他社システム使用・他社送信タイプ

- 輸出物品販売場を経営する事業者が「承認送信事業者」との間で購入記録情報の送信に係る契約を締結し、承認送信事業者を介して購入記録情報を免税販売管理システムへ送信するタイプです。



自社システム使用・自社送信タイプ

手続対応

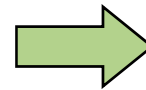
経営する輸出物品販売場ごとに「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」を納税地の所轄税務署へ提出し、識別符号の通知を受け、必要に応じて電子証明書（クライアント証明書）の発行を受けます。



P 9 へ

システム対応

購入記録情報を免税販売管理システムへ送信するための送信システムを開発します。



API仕様書へ
(国税庁ホームページ)



他社システム使用・自社送信タイプ

手続対応

経営する輸出物品販売場ごとに「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」を納税地の所轄税務署へ提出し、識別符号の通知を受け、必要に応じて電子証明書（クライアント証明書）の発行を受けます。



P 9 へ

システム対応

利用機器や既存システムとの接続可否を踏まえて、他の事業者が提供する送信用ソフトウェア・アプリ等のシステムを取得、利用できるようにセットアップします。



送信ソフト・
アプリを探そう！

他社システム使用・他社送信タイプ

手続対応

経営する輸出物品販売場ごとに「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」を納税地の所轄税務署へ提出し、識別符号の通知を受けます。



P 10 へ

システム対応

承認送信事業者との間で購入記録情報の代理送信についての契約を締結し、承認送信事業者から提供されるシステムを利用できるようにセットアップします。



承認送信事業者と
契約しよう！

制度概要

事前準備

提供方法

手続関係

システム

購入記録情報

Q & A

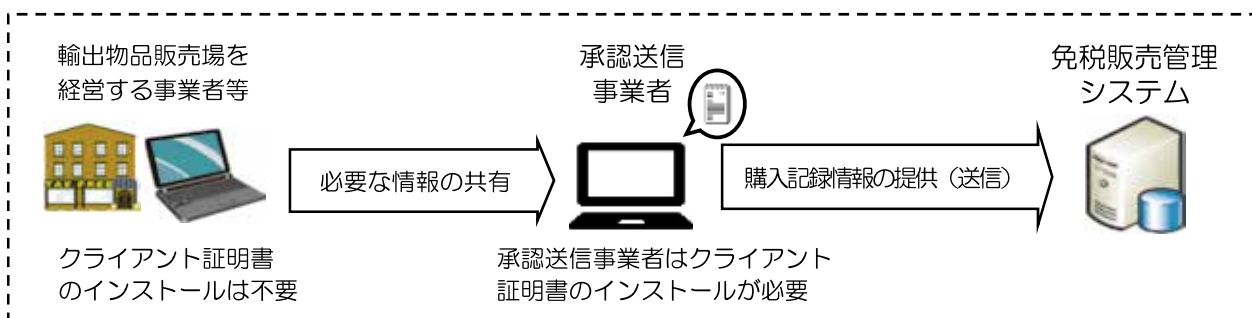
Q&A3

Q3 「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」に記載する電子証明書の発行要否について、どのように判断すればよいですか。

A3 電子証明書（クライアント証明書）は、電気通信回線を通じて免税販売管理システムに接続する輸出物品販売場を経営する事業者の送信機器にインストールするものですので、事業者がこうした送信機器を有するときに必要となります。

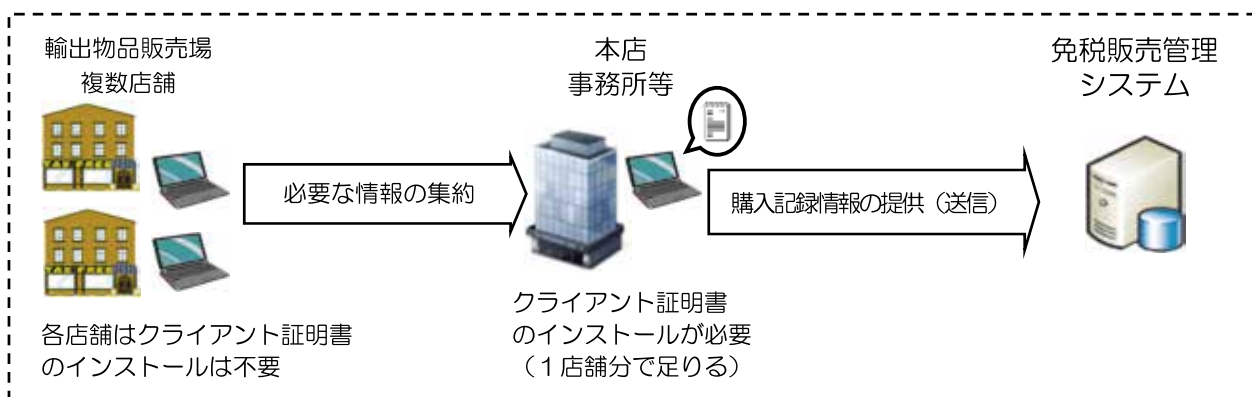
≪具体例≫

- ① 輸出物品販売場を経営する事業者自ら購入記録情報の提供（送信）を行わない場合（承認送信事業者に購入記録情報の送信を委託する場合）



⇒ 輸出物品販売場を経営する事業者においては、電子証明書（クライアント証明書）は不要となります。（届出書上は「承認送信事業者が購入記録情報の提供を行う場合」欄に必要事項を記入することになります。）

- ② 複数の輸出物品販売場を経営する事業者が、送信機器を本店事務所等に1台設置し、当該送信機器から経営する全ての輸出物品販売場の購入記録情報の提供（送信）を行う場合



⇒ 経営する輸出物品販売場のうち、少なくとも一つの輸出物品販売場について、電子証明書（クライアント証明書）の発行が必要として届出書の提出を行う必要があります。

この場合、電子証明書（クライアント証明書）は、その届出がされた輸出物品販売場に対して発行されているため、その特定の輸出物品販売場の廃止等により、発行されている電子証明書（クライアント証明書）が失効します。このため、別の輸出物品販売場について新たに電子証明書（クライアント証明書）の発行を受けることが必要となりますので、「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の変更届出書」を提出する必要があります。

制度概要

事前準備

提供方法

手続関係

システム

購入記録情報

Q & A

Q&A4

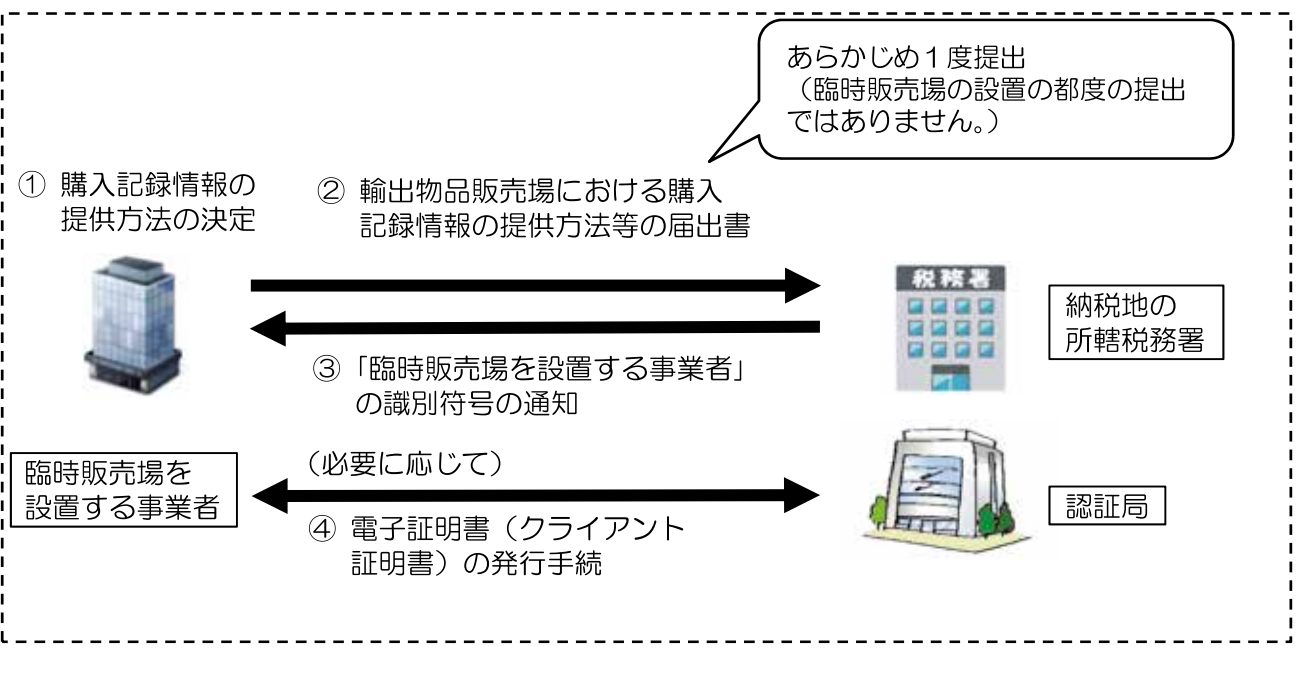
Q4 当社は、臨時販売場を設置する事業者として所轄税務署長の承認を受けていますが、設置する臨時販売場についての「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」の提出はどのように行えばよいでしょうか。

A4 臨時販売場制度とは、臨時販売場（7月以内の期間を定めて設置する販売場をいいます。）を設置する事業者としてあらかじめ納税地の所轄税務署長の承認を受けた事業者が、その臨時販売場を設置する日の前日までに納税地の所轄税務署長に臨時販売場設置届出書を提出することにより、その臨時販売場を輸出物品販売場とみなして免税販売を行うことができる制度です（消費税法第8条第8項、第9項）。

臨時販売場においては、輸出物品販売場ごとの識別符号とは別に、あらかじめ「臨時販売場を設置する事業者」の識別符号の通知を受け、設置するいずれの臨時販売場の購入記録情報についても同じ識別符号を使用することとなります。

また、臨時販売場に係る購入記録情報の送信用の電子証明書（クライアント証明書）についても、あらかじめ発行を受けた電子証明書（クライアント証明書）を設置するいずれの臨時販売場の送信機器にもインストールすることとなります。

したがって、ご質問のように臨時販売場を設置する事業者として承認を受けた事業者は、「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」をあらかじめ納税地の所轄税務署長に提出することとなります（臨時販売場の設置の都度、届出を行うこととはなりません。）。この場合、購入記録情報の提供（送信）方法について設置する臨時販売場ごとに異なる方法を採用する可能性があるときは、臨時販売場に係る免税販売について自ら購入記録情報を提供し、かつ、電子証明書（クライアント証明書）が必要であるものとして、届出書の提出を行って差し支えありません。



制度概要

事前準備

提供方法

手続関係

システム

購入記録情報

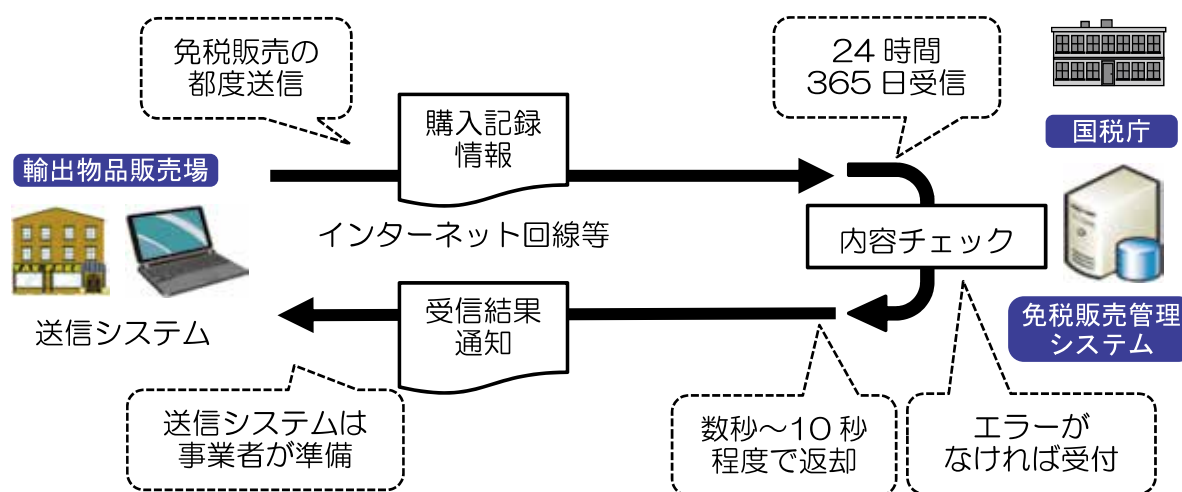
Q & A

STEP5-1 免税販売管理システムの仕組みについて

免税販売管理システムは、輸出物品販売場を経営する事業者等から免税販売手続の都度、送信される購入記録情報を受け付けるために国税庁が新たに運用を開始するシステムです。

免税販売管理システムでは、24時間365日購入記録情報を受信し、所定の内容チェックを行い、エラーがなければ購入記録情報を受け付け、数秒から10秒程度で受信結果通知を送信機器に返却します。

なお、免税販売管理システムは、購入記録情報を作成し、送信する機能はありませんので、送信システムは事業者において準備していただく必要があります。



留意点1 購入記録情報の都度送信

輸出物品販売場を経営する事業者は、原則として、免税販売手続の際、遅滞なく、国税庁に購入記録情報を提供することとされていますので、輸出物品販売場で行われる免税販売手続の都度、即時に購入記録情報を送信する必要があります。

例えば、購入記録情報を免税販売手続の都度、即時に送信せず、バッチ処理等により複数データを一括して送信した場合は、仮に免税販売管理システムで正常に受け付けたとしても、免税販売の要件を満たしません。

留意点2 受信結果通知

① 購入記録情報を受け付けている場合

受信結果通知には、「処理結果」に「OK」と設定してあり、「受付番号」が付されています。購入記録情報は正常に受け付けていますが、「ワーニングコード」が設定されている場合は、データの確認が必要となります。

② 購入記録情報を受け付けていない場合（内容チェックエラー）

受信結果通知には、「処理結果」に「NG」と設定してあり、「エラーコード」が付されています。「エラーコード」に従ってデータの確認・補正等を行い、再度購入記録情報を送信する必要があります。

③ 購入記録情報を受け付けていない場合（システムエラー）

受信結果通知には、「処理結果」等の表示がありません。データ形式の不備やシステム障害が考えられます。HTTPステータスコード等により原因を解明し、再度購入記録情報を送信する必要があります。

※ 受信結果通知については、詳しくは、免税販売管理システムAPI仕様書をご確認ください（P8のQRコードからもアクセスができます。）。

STEP5-2 購入記録情報について知りたい

購入記録情報項目一覧

ヘッダ情報		25	○	譲渡年月日	
1	○	送信者識別符号	26	譲渡時刻	
2	○	送信者識別符号区分	27	伝票番号	
3	○	送信番号	28	○	運送区分
4	○	手続ID	29	△	運送事業者氏名名称
5	○	バージョン	30	○	一般物品合計額
旅券等情報		31	○	消耗品合計額	
6	○	氏名	32	○	酒税適用有無（全体）
7	○	国籍	33	△	酒税免税対象販売合計額
8	○	生年月日	34	△	酒税免税対象酒類総本数
9	○	在留資格	35		備考
10	○	上陸年月日	物品情報		
11	○	旅券等種類	36		物品明細
12	△	旅券番号	37	○	物品一連番号
13	△	許可書番号	38	○	物品区分
14		出国区分	39	○	品名
15		出国予定日	40		JANコード
16		出国予定地	41	○	数量
17		出国予定便	42		単位
販売場情報		43		単価	
18	○	販売場識別符号	44	○	販売価額
19		手続委託型区分	45	○	消費税軽減税率対象区分
20		手続委託型合算区分	46	○	酒税適用有無（物品）
21	○	販売場名称	47	△	（酒税）品目分類
22	○	販売場所在地	48		（酒税）アルコール分
23	○	事業者氏名名称	49	△	（酒税）税率
24	○	事業者納税地	50	△	（酒税）容器容量
			51	△	（酒税）本数

※ 物品情報（37～51）は、複数の物品を販売した際、繰り返される情報です。

例えば、5品販売した際、一つの購入記録情報に物品情報（37～51）が5品分繰り返されることになります。

※ ○がついている項目は入力必須です。△の場合は、条件により必須項目となります。



次のページからこの一覧の
各項目について説明します。

制度概要

事前準備

提供方法

手続関係

システム

購入記録情報

Q & A

ヘッダ情報

(1)送信者識別符号

自社送信タイプの場合は、P 9の届出書の提出後に税務署長から通知を受ける 21 桁の識別符号を設定します。他社送信タイプ（承認送信事業者が送信する場合）の場合は、承認送信事業者に対して税務署長から通知されている 21 桁の識別符号を設定します。

(2)送信者識別符号区分

輸出物品販売場を運営する事業者又は臨時販売場を設置する事業者が直接送信する場合は「0」を、承認送信事業者が送信する場合は「1」を設定します。

(3)送信番号

同一の送信者から送信された購入記録情報を一意に特定できるように送信時刻を設定します。次のように 17 桁で設定します。yyyymmddhhMMssXXX（yyyy:年,mm:月,dd:日, hh:時,MM:分,ss:秒,XXX:通番）

(4)手続ID

「A」を設定します。

(5)バージョン

「1」を設定します。

旅券等情報

(6)氏名

旅券等に表示された氏名を設定します。P 18 の設例に示す①をご参照ください。

(7)国籍

旅券等に表示された国籍の3桁のコードを設定します。P18 の設例に示す②をご参照ください。

(8)生年月日

旅券等に表示された生年月日（yyyymmdd）を設定します。P18 の設例に示す③をご参照ください。

(9)在留資格

旅券の証印等で確認した在留資格を所定のコード値（2桁のコード）で設定します。（在留資格コード例 短期滞在:11）

(10)上陸年月日

旅券の証印等で確認した上陸年月日（yyyymmdd）を設定します。

(11)旅券等種類

次のうちから選択して設定します。「1」:旅券（パスポート）「2」:船舶観光上陸許可書（旅券（パスポート）の写しの添付又は裏面印刷がある場合）「3」:船舶観光上陸許可書（旅券（パスポート）の写しの添付及び裏面印刷がない場合）「4」:乗員上陸許可書「5」:緊急上陸許可書「6」:遭難による上陸許可書

(12) 旅券番号

提示を受けた旅券（パスポートまたはその写し）の番号を設定します。（11）において、「1」：旅券（パスポート）又は「2」：船舶観光上陸許可書（旅券（パスポート）の写しの添付又は裏面印刷がある場合）を設定した場合に必須項目となります。P18 の設例に示す④をご参照ください。

(13) 許可書番号

提示を受けた上陸許可書に記載された許可書番号を設定します。（11）において、「3」～「6」のいずれかを設定した場合は必須項目となります。

(14) 出国区分

次のうちから選択して設定します。「0」：未定「1」：空港「2」：港「3」：その他「4」：不明

(15) 出国予定日

非居住者の出国予定日を確認した場合には、その年月日（yyyymmdd）を設定します。

(16) 出国予定地

非居住者の出国予定地を確認した場合には、その出国地の所定のコード値を設定します。

(17) 出国予定便

非居住者の出国予定便を確認した場合には、（14）の区分が「1」の場合は便名を設定し、「2」の場合は船名に係る所定のコード値を設定します。

販売場情報**(18) 販売場識別符号**

税務署長から通知される 21 桁の識別符号を設定します。

(19) 手続委託型区分

輸出物品販売場の区分を次のうちから設定します。「0」：一般型「1」：手続委託型

(20) 手続委託型合算区分

（19）で「1」を設定した場合、免税手続カウンターにおいて、複数の手続委託型輸出物品販売場で販売した商品について、合計して免税下限額の判定を行っているか否かについて、次のうちから設定します。「0」：行っていない「1」：行っている

(21) 販売場名称 (22) 販売場所在地

店舗名、所在地を設定します。P18 の設例に示す⑤、⑥をご参照ください。

(23) 事業者氏名名称

事業者の氏名又は名称を設定します。（例）個人の場合：国税太郎 法人の場合：（株）国税商事

(24) 事業者納税地

免税販売を行った輸出物品販売場を経営する事業者又は臨時販売場を設置する事業者の消費税法における納税地を設定します。

(25) 譲渡年月日 **(26) 譲渡時刻**

取引年月日及び時分（yyyymmdd、hhMM）を設定します。P18の設例に示す⑦、⑧をご参照ください。

(27) 伝票番号

レシートに表示した番号等、輸出物品販売場と免税対象物品を購入した非居住者などが取引の事実を共有した伝票等に付された識別番号等を記載します。

(28) 運送区分

免税販売を行った物品を国際第二種貨物利用運送事業者と輸出に係る運送契約を締結して引渡し、海外へ直送したか否かを設定します。

「0」:行っていない（通常の引渡し）「1」:行った（販売時に海外へ直送）

(29) 運送事業者氏名名称

運送事業者名を設定します。(28)において「1」を設定した場合は必須項目となります。

(30) 一般物品合計額

免税販売を行った一般物品の販売価額の合計額を設定します。一般物品の免税販売がない場合は「0」を設定します。

(31) 消耗品合計額

免税販売を行った消耗品の販売価額の合計額を設定します。消耗品の免税販売がない場合は「0」を設定します。

(32) 酒税適用有無（全体）

酒税の免税の適用がない場合は「0」を設定し、酒税の免税の適用がある場合は、「1」を設定します。「0」を入力した場合は、33、34の設定は必要ありません。

物品情報（繰り返し）

(37) 物品一連番号

「1」から順に物品の一連番号（最大「50」）を設定します。

(38) 物品区分

一般物品の場合は「1」を設定し、消耗品の場合は「2」を設定します。

(39) 品名 **(40) JANコード** **(41) 数量** **(42) 単位** **(43) 単価** **(44) 販売価額**

免税販売を行った物品の情報を設定します。P18の設例⑨～⑭を参照してください。

(45) 消費税軽減税率対象区分

免税販売を行った物品が、標準税率（10%）である場合は「0」を設定し、軽減税率対象（8%）である場合は「1」を設定します。

(46) 酒税適用有無(物品)

免税販売を行った物品が酒税の免税適用がない場合は「0」を設定し、適用がある場合は「1」を設定します。「0」を設定した場合、47～51の設定は必要ありません。

※ 設定する数字等の形式に指定がない場合は、「半角」で設定してください。

また、購入記録情報の元となる事項は以下のとおりです。

- 国税 Tax-FreeShop 霞が関店では、自ら購入記録情報を免税販売管理システムへ送信している。
- 通知を受けた 21 桁の識別符号は「123456789012345678901」。
- パスポートの証印から、上陸年月日が 2020 年 4 月 10 日、在留資格が短期滞在であることを確認した。
- 国税 Tax-FreeShop 霞が関店を運営する事業者は(株)国税商事であり、その納税地は東京都千代田区霞が関 5 丁目 5-5 である。
- 免税販売後、その場で、購入者に物品を引き渡した。
- JANコードは、涼感入パードライツ M サイズは 0987654321098、
圧力釜炊飯器 JS-135 は 1029384756789、本革多機能財布は 1234509876123 である。

購入記録情報(主な項目)

ヘッダ情報			
1	送信者識別符号	○	123456789012345678901
2	送信者識別符号区分	○	0
3	送信番号	○	20200415154030001
4	手続ID	○	A
5	バージョン	○	1
旅券等情報			
6	氏名	○	SMITH MARY
7	国籍	○	AAA
8	生年月日	○	19800409
9	在留資格	○	11
10	上陸年月日	○	20200410
11	旅券等種類	○	1
12	旅券番号	△	A12345678
販売場情報			
18	販売場識別符号	○	123456789012345678901
21	販売場名称	○	国税 Tax-FreeShop 霞が関店
22	販売場所在地	○	東京都千代田区霞が関 4 丁目 4-4
23	事業者氏名名称	○	(株)国税商事
24	事業者納税地	○	東京都千代田区霞が関 5 丁目 5-5
25	譲渡年月日	○	20200415
26	譲渡時刻		1540
28	運送区分	○	0
30	一般物品合計額	○	53000
31	消耗品合計額	○	0
32	酒税適用有無(全体)	○	0
繰り返しの物品情報(1品目)			
37	物品一連番号	○	1
38	物品区分	○	1

購入記録情報（つづき）

39	品名	○	涼感スパードライヤツ Mサイズ
40	JANコード		0987654321098
41	数量	○	2
42	単位		枚
43	単価		7500
44	販売価額	○	15000
45	消費税軽減税率対象区分	○	0
46	酒税適用有無（物品）	○	0
繰り返しの物品情報（2品目）			
37	物品一連番号	○	2
38	物品区分	○	1
39	品名	○	圧力釜炊飯器 JS-135
40	JANコード		1029384756789
41	数量	○	1
42	単位		台
43	単価		30000
44	販売価額	○	30000
45	消費税軽減税率対象区分	○	0
46	酒税適用有無（物品）	○	0
繰り返しの物品情報（3品目）			
37	物品一連番号	○	3
38	物品区分	○	1
39	品名	○	本革多機能財布
40	JANコード		1234509876123
41	数量	○	1
42	単位		個
43	単価		8000
44	販売価額	○	8000
45	消費税軽減税率対象区分	○	0
46	酒税適用有無（物品）	○	0

※ ○の項目は入力必須です。△の項目は条件により必須項目となります（本設例では旅券等種類=1（旅券（パスポート））であるため、旅券番号が必須項目となります。）。

制度概要

事前準備

提供方法

手続関係

システム

購入記録情報

Q & A

Q&A5

Q5 免税販売管理システムで受信した購入記録情報の内容チェックについて教えてください。

A5 免税販売管理システムに送信する購入記録情報のデータ仕様等については、「免税販売管理システムAPI仕様書」(P8のQRコードからも読み取れます。)の別紙1「購入記録情報インターフェース」において具体的に明らかにしています。免税販売管理システムでは、受信した購入記録情報がこの内容に沿ったものとなっているかを確認します。主な内容チェックの項目は次のとおりです。

- 必須項目(一定の条件下で必須項目となる記録項目を含みます。)の入力漏れがないか。
- 使用可能な文字等以外の文字等が含まれていないか(大文字と小文字の区別も含みます。)
- 日付などの入力形式があっているか。
- 桁数オーバーになっていないか。
- 所定のコード値の範囲内で設定されているか。
- 項目間で矛盾のある設定になっていないか。

Q&A6

Q6 非居住者に免税販売を行い、購入記録情報の送信後、その者から商品の返品を受け、販売額を返金しました。この場合の対応について教えてください。

A6 輸出物品販売場を営業者が、非居住者に対して免税販売を行い、購入記録情報を免税販売管理システムに送信した後、その者から免税販売をした免税対象物品の返品を受けた場合、当初提供した購入記録情報の内容を修正する情報を遅滞なく免税販売管理システムに送信する必要があります。

具体的には、①当初の購入記録情報を取り消すためのデータを送信した上で、訂正後の購入記録情報を送信する方法(洗替処理)、②当初の購入記録情報と訂正後の購入記録情報の差分データを送信する方法(差分処理)、のいずれかが必要となります。

【送信イメージ】(商品Aを5個販売後2個返品を受けて、結果3個販売している場合)

① 洗替処理

	送信番号	品名	数量	単価	販売価額	その他の記録項目
当初	…001	A	5個	10,000円	50,000円	
取消	…002(変更)	A	▲5個	10,000円	▲50,000円	原則変更なし
訂正後	…003(変更)	A	3個	10,000円	30,000円	正しい情報で登録

② 差分処理

	送信番号	品名	数量	単価	販売価額	その他の記録項目
当初	…001	A	5個	10,000円	50,000円	
差分	…002(変更)	A	▲2個	10,000円	▲20,000円	原則変更なし

Q&A7

Q7 免税販売管理システムに購入記録情報の送信を行いました。受信結果が返却されませんでした。この場合はどのように対応すればよいですか。

A7 免税販売管理システムでは、購入記録情報を受信してから受信結果通知を返却するまでの所要時間は、おおむね数秒から十秒程度を想定しています。通信環境やご用意いただく送信システムの処理時間によっても変わりますが、受信結果通知が返却されると見込まれる所要時間が経過しても購入記録情報の受信結果通知が返却されない場合は、通信等で何らかの障害が発生した可能性が考えられます。

したがって、そのままでは、購入記録情報が正常に受け付けられていることの確認ができないことから、購入記録情報を再度送信して、返却された受信結果通知を確認し、購入記録情報が正常に受け付けられていることを確認していただく必要があります。

この場合の再送信については、「免税販売管理システムAPI仕様書」(P8のQRコードからもアクセスできます。)の別紙1「購入記録情報インターフェース」の「送信者識別符号」及び「送信番号」欄に再送信前の「送信者識別符号」及び「送信番号」を設定し(設定内容を変更しないで)、「備考」欄に再送信であることが分かるような適宜の設定を行います。

ただし、制限なく再送信を繰り返した場合、双方のシステムに負荷がかかる可能性がありますので、例えば数度再送信しても受信結果通知の返却を確認できない場合は、しばらく経ってから再送信するなどの対応が必要です。

【送信イメージ】

	送信番号	備考	その他の項目	
1回目	…001		正しい情報を入力	⇒受信結果通知返却されず
2回目	…001 (同じ)	「再送信」	正しい情報を入力	⇒正常受付

(参考) 免税販売手続の電子化に関連する補助金等

観光庁の免税店向けウェブサイトでは、電子化にもお使い頂ける各府省庁等の補助金や融資に関する情報を掲載しております。

また、免税店のブランド化・認知度向上を目的とした免税店シンボルマークの利用や申請方法、免税店の手引きなども掲載しておりますので、詳しくお知りになりたい方はウェブサイトをご覧ください。

観光庁 消費税免税店サイト <http://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/>



制度概要

事前準備

提供方法

手続関係

システム

購入記録情報

Q & A

輸出物品販売場制度の電子化について、さらに詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の「輸出物品販売場の免税販売手続の電子化について」（www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/201805/0523.htm）をご確認ください。